

件名	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	介護保険法（平成9年法律第123号） 第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第74条第1項及び第2項
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（いわゆる第1次一括法）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）により介護保険法が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令等で定められていた指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に係る基準及びその員数、居室等の床面積、申請者の法人格の基準等（従うべき基準） ・利用定員（標準） ・その他の事項（参酌すべき基準） <p>厚生労働省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」及び「標準」については省令と同じ基準を定めるとともに、「参酌すべき基準」については、必要に応じて独自基準を設ける。</p> <p>独自基準について</p> <p>「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <p>非常災害対策の拡充（訪問系サービス等を除く）</p> <p>ア．計画の掲示</p> <p>非常災害対策の具体的計画については、事業所内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。</p> <p>イ．備蓄の確保</p> <p>災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。</p> <p>サービス提供記録の利用者への提供（特定施設入居者生活介護以外は現行基準で規定済）</p> <p>利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、サービス提供内容等の記録を当該利用者へ提供する旨の規定を設ける。</p> <p>記録の保存年限の延長</p> <p>利用者に対する居宅サービスの提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存する旨を規定する。</p>	
施行日	平成25年4月1日
【その他参考事項】	